

流域治水の受益者負担について(続報)

昨年の12月定例県議会本会議で知事に政策提案した「流域治水の受益者負担」について、現在、東京都を交えて交渉中との報告を受けました。埼玉県は首都東京の水害の受け皿的な役割を有していることはあまり知られていません。そのため、受益者である東京都に埼玉県で洪水が起こった際の補償を求めた画期的な政策提案です。実現できるように励んでまいります。



殆どのクレジットカードが使用可に

運転免許センターなどの埼玉県施設のキャッシュレス化が進んでいますが、JCBなど一部のクレジットカードが使えませんでした。私は是正するため今年の1月に担当課に申し入れを行いましたところ、この度、殆どのクレジットカードが使用できるようになりました。



埼玉県議会議員 高木功介 県政報告

埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告に係る報告

埼玉県教育委員会では、令和5年8月30日付けで埼玉県男女共同参画苦情処理委員(武田万里子 津田塾大学教授ら)から埼玉県教育委員会教育長に対してなされた勧告(「男女共学その他の種類の教育」を奨励など)について、令和6年8月22日に埼玉県男女共同参画苦情処理委員宛て報告しました。概要は、「県教育委員会として今後の県立高校の在り方について総合的に検討する中で、主体的に共学化を推進していく」としながらも、「男女共学校、男女別学校には、多様なニーズがあり、男女別学校の共学化に当たっては、県民の意見を丁寧に把握する必要があるため、県教育委員会が、アンケートや地域別での意見交換、有識者からの意見聴取などを実施していく」というものであり、早急に共学化を進めるものではありませんでした。



勧告に対する県教育委員会の報告書

浦和に新しい県立図書館を!

石川県立図書館視察



開館して1年半であり、円形ドームの開架室は日本十進分類法にとらわれずテーマ毎に本を展示し来館者の興味を引くように出来ています。この図書館利用のためだけに泊まり掛けで訪れたいと思うほど知的刺激を与えてくれる素晴らしい図書館です。県議会文教委員会で視察しました。



鹿児島市立天文館図書館視察



開館して1年半であり、鹿児島の繁華街天文館中心部の複合施設内にあります。子どもが遊べる空間が配置され、幅広い世代が楽しめるよう設計されていて、出入り口の仕切りがなくオープンなつくりが特徴。館内には民間経営のカフェが併設され、図書館に持ち込み可。個人視察をしました。

埼玉県立図書館が浦和から無くなってしまいましたが、こうした楽しく学べる憩いの図書館が全国で開館しています。新しい県立図書館を再び浦和に開館できるように努めています。

9月定例会・決算特別委員会が開かれます

埼玉県議会9月定例会が9月下旬より10月中旬まで開会される予定です。埼玉県議会決算特別委員会が10月中旬から11月中旬まで開会される予定です。私は決算特別委員に選任される予定です。皆様からの大切な税金の用途について、慎重に審議いたします。

県民と共に。県民のために。埼玉県議会議員 高木 功介 Profile

昭和51年、埼玉県出身。私立本郷高等学校卒業。筑波大学国際総合学類卒業。筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究科修了。博士(国際政治経済学)取得。慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程修了 MBA 修士(経営学)取得。東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻修士課程在籍中。

筑波大学研究員を経て外務省入省。外務事務官として国際法局、総合外交政策局に勤務。自民党埼玉県連の一般公募に合格。埼玉県議会議員2期目。埼玉県議会文教委員会副委員長 編著書『日本外交の150年・幕末・維新から平成まで』(出版 日本外交協会)

趣味 テニス、サッカー(浦和レッズ)観戦、クラシック音楽鑑賞

座右の銘 「行くに徑に由らず」(論語「雍也」 抛り)

家族 妻(都内の病院に勤務中)、母

身長 175センチ 体重 69キロ



高市大臣の越谷講演会にて

県立高校「別学」に対する高木功介の考え

私は「学問の独立」を重視しており、議会在教育委員会に介入することは避けるべきだと考えております。一方で、私見を述べれば別学校である県立浦和高校や県立浦和第一女子高校などの伝統と歴史と実績は高く評価されるべきであり、また、学校選択をする上で別学校を選ぶと言う多様性はこれからも尊重されるべきと考えております。国立大学附属高校にも別学校があります。国で認められていることをかんがみても、法的問題はなく県立高校における別学制度は維持されるべきだと考えております。



3年前、県立浦和一女を視察した折に、校長と意見交換

2年前、県立浦和高校を視察した折、日吉亨校長(現 県教育長)と

自民党総裁選

高市早苗経済安全保障担当大臣を支持

自民党総裁選挙が行われています。総理大臣を決める選挙です。私は高市早苗経済安全保障担当大臣を支持しています。

理由は大きく3つあります。1つ目は、日本の国益のための経済政策、国防・エネルギー・食糧自給など幅広い安全保障政策が明確であること。2つ目は、利権などがなく真っ直ぐに、「強く豊かな日本を築き次世代の日本人に引き継ぐ使命感」を有していること。3つ目は、日本の伝統・文化を尊重する姿勢が一貫していることです。

高市早苗大臣が7月に出版された『日本の経済安全保障』にも詳しく書かれていますが、現代の世界では知的財産・情報の機密性などを確保し価値観を共有する国々と密接な経済活動を行うことが極めて重要です。それらを熟知し日本の経済発展を推し進め強い経済を実現できるリーダーだと思っています。私は県議会議員に当選以来、高市早苗大臣と親交がありますが、政治哲学と政策が似ており、人柄も良く存じており信頼致しております。是非、高市早苗大臣に注目してください。自民党員の方は何卒、貴重な一票を高市候補に戴きますようお願い申し上げます。高市早苗埼玉後援会にご興味ある方は下記までご連絡ください。



7月に浦和ロータリークラブ例会の卓話にお招きした折に「勝利のコパトンだるま」を進呈

高木功介県政調査事務所

ご要望などお気軽に victory@takagikosuke.jp

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤2-9-19 TEL 048-762-7761 FAX 048-762-7861

Facebook



Twitter



HP



研究視察活動報告

災害対策は平時の準備が重要です。私はそのための専門的な研究を東京大学にて行っております。8月上旬には、首都圏の降灰対策のため世界でもまれな「火山と都市が同居する鹿児島市」の降灰対策と桜島噴火の研究に赴きました。文献による既往研究もほぼ完了しているため視察が重要になります。9月上旬には、日本初の津波避難複合施設を視察しました。

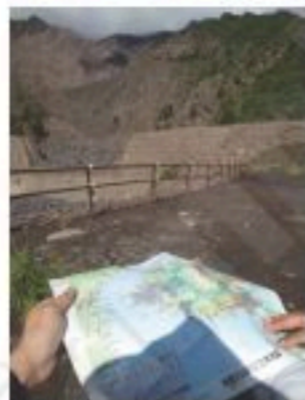
鹿児島・桜島を視察

国土交通省桜島砂防センター

川崎所長による桜島噴火の解説と現地案内をして頂いた。桜島では、火山が毎年に頻りに起こっているが被害は報告されていない。巨大噴火は大正噴火以降110年起こっていない。つまり、通常噴火はその程度の規模なのである。大正噴火では、いまだに火山灰に埋まった鳥居や島であった桜島と大隅半島が溶岩で陸続きになったことから桁違いな規模だと理解できる。桜島には火山灰が積もるとその火山灰が雨で一気に崩落し土石流になることがパターン化されていて、その対策のために砂防ダムなど河川の整備を行っている。噴火を想定して富士山においても同様の対策が計画されているが、桜島はその先駆的存在でありデータが豊富でその知見は非常に有益であった。



川崎所長と桜島砂防ダムにて



鹿児島市役所

鹿児島市では、火山災害研究者の井口正人京都大学名誉教授が火山防災専門官として6月に就任され火山対策が強化された。私の降灰対策に関する知見を確認する意味でも、鹿児島市の担当者と井口先生と有意義なディスカッションが出来た。成果の一つとして、東京都は火山灰の粒子の細さを問題として対策しているが、鹿児島市では、量が重要だと捉えている点であった。桜島では近年の大きな噴火と言っても0.2ミリ程度の降灰である。(0.2ミリでも道路の白線は見えないレベル)。それにも拘わらず、ロードスイーパーも特注品を用意して清掃している。一方で、東京都に予想される降灰の粒子が細かいため普通のロードスイーパーで充分と捉えている。これは大きな間違いではないかと視察を通して考えるに至る。その他、この紙面では書ききれないほどの成果を得た。本視察によって首都圏の降灰対策の大きな成果が得られたと自負している。実際、埼玉県では私の研究結果を活かした対策がこれまでも行われている(浄水施設の覆蓋化の推進など)。

鹿児島市役所にてディスカッション



井口先生と鹿児島市役所危機管理課の皆さんと

津波避難複合施設を視察

東大の指導教官である加藤孝明教授が伊豆市土肥松原公園内に監修された「テラス オレンジ トイ」を加藤教授の案内で視察する。この施設は海で遊ぶ観光客や地域住民を津波の脅威から守る「避難施設」と、平常時には遊び、くつろぎ、交流できる「観光施設」を兼ね備えた全国初の津波避難複合施設である。南海トラフ地震の津波が土肥海岸の場合6分で到達予想されていて、こうした津波タワーが非常に必要となる。しかし、松原を一部伐採することに反対する住民などとの対話が必要になり、完成まで4年の年月が必要であった。だが、完成すると土肥の象徴的な存在になるばかりか、土肥温泉の旅館ホテルの経営の救世主になる可能性すら秘めていることが判った。日本初、というと驚くかもしれないが、まさに「コロンブスの卵」であり、こうした防災と日常が共存する社会が理想である。「防災『も』まちづくり」(「と」ではない)なのである。



おしゃれな展望レストランと津波タワーが同居している。夕日が特に美しい。土肥温泉の観光スポットに。



日々の政務活動報告

不法就労クルド人問題とは

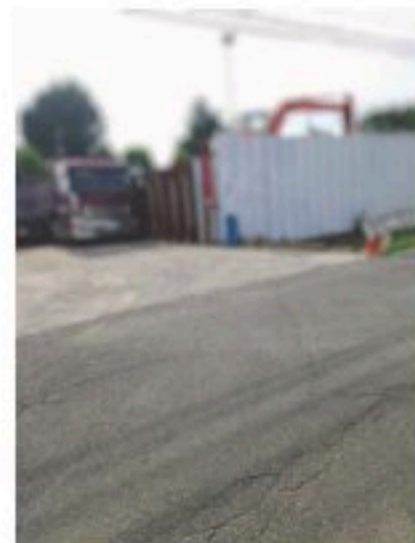
在留資格のない仮放免中の外国人は、無許可での就労も、行動範囲からの越境も出入国管理法により禁止されています。しかし埼玉県内のクルド人にはこれを守らない不法就労者も多く、とりわけヤード等を営む集団は、行動範囲を越境して外部から廃材等を県内に持ち込んでいます。彼らは所得税などを払っていないため破格(市場価格の1/3程度)で請け負っている者もいます。また、この背景には、彼らを使う日本人がいるのも大きな問題だと言えます。

越谷市の不法就労クルド人ヤードを視察

不法就労クルド人ヤードに悩む越谷市民からの要望で7月中旬に越谷市選出の浅井明県議の仲介で不法就労クルド人問題に取り組む越谷市議と越谷市役所職員を連れてヤード周辺を視察し、併せて周辺住民との意見交換会を致しました。威嚇される、交通ルールを守らない、騒音がひどいなど率直な意見を戴きました。なお、これらの成果を公表したら、私に対する脅迫ともいえる激しい電話がクルド人からかかってきました。



ヤード周辺住民の方々と意見交換中



周辺の様子

埼玉県警察本部との意見交換会を開催

越谷視察で洗い出した住民からのご意見と私への「脅迫」電話内容などを埼玉県警察本部に伝え警察力の強化を行うべく私が仲介し、越谷市選出の浅井明県議、不法就労クルド人問題に取り組む越谷市議と県警本部担当官との意見交換会を7月下旬に行いました。所轄警察が不法行為を厳正に取り締まるように県警本部としても指導していくなど回答を得ました。国民の生命と財産を守るため、不法就労クルド人問題など外国人問題に草の根で取り組んでいる県内市議会議員を支援し、彼らと県警本部を密接に連携させ官憲が不法行為を厳正に取り締まれるように取り組んでいます。

前回視察を報告した、不法就労クルド人活動拠点を再視察

改正入管法施行から3か月。9月上旬に川口市の不法就労クルド人の活動拠点を再び視察しました。今回は、川口市の外国人問題を先行事例として、こうした問題を未然に防ぐために、不法就労クルド人問題に関心を有する他自治体選出議員を招き川口市議とともに視察をしました。

入管法等改正法の概要等

保護すべき者を確実に保護	送還阻害問題の解決	収容を運ぶ諸問題の解決
<p>1 「経済的保護対象者」認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護(拒否申請者など) 安定した在留資格の付与、制度の運用に際しての支援の実現 <p>2 在留特別許可制度の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請手続の簡便化 送還事由を明示 不許可の理由を告知する規定の整備 在留特別許可と難民認定手続を分離 <p>3 難民認定制度の運用の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請における申請者の心情等への適切な配慮 難民の出身国情報の充実 難民調査官の調査能力の向上(認定事項ではない事項) 難民認定性に関する現地的要素の明確化 	<p>1 送還停止効の例外規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法上、難民認定申請中は、何れでも、一律に送還が停止する(=送還停止効)と定め、その例外規定を創設 <ul style="list-style-type: none"> 3年以上の滞留者 3年以上の実績がある者 アフリカ出身 3回以上滞留の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある者」を提出すれば送還停止 <p>2 罰則付きの過去等命令制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、送還を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す <ul style="list-style-type: none"> 過去をめぐり犯罪歴を受け取らない等の者 航空機内で送還妨害行為に及んだ者 <p>3 肉痛的な帰国を促すための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮(5年→1年) 	<p>1 収容に代わる監視措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視人の監視の下で収容しなくても過去強制手続を進める措置の創設 個別事業ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益を考慮し、収容が適当かを判断 本人及び監視人に届出義務等(ただし監視人の義務は厳正) 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付 被収容者につき、3か月ごとに収容の要否を必要に見直し <p>2 仮放免の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、厳格な基準に十分配慮して判断すべきことを明記 <p>3 適正な処遇の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動区域の就業禁止を緩和 強制治療に関する規定(拒否対策) 禁止要件の明記 3か月の健康診断 職員への人権研修の実施 など



スーパーの駐車場に不法駐車している産廃を積んだダンプカー

川口市にある多言語表記のゴミ捨て場の看板